

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
347	16 公園	農村公園	西興屋農村公園	H28			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。（H30～R10）	指定管理									
348	16 公園	農村公園	鋳物師農村公園	H3			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→	←
349	16 公園	農村公園	大関農村公園	H7			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→	←
350	16 公園	農村公園	下渡農村公園	H8			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→	←
351	16 公園	農村公園	浜新田農村公園	S62			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→	←
352	16 公園	農村公園	四日市農村公園	H1			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→	←
353	16 公園	農村公園	門前せせらぎ公園	H12			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。当該住民に限らず広く利用	指定管理		→	←					→	←
354	16 公園	農村公園	荒島地区農村公園	H9			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理				→	←				
355	16 公園	農村公園	海老江農村公園	H10			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理				→	←				
356	16 公園	農村公園	切田農村公園	H8			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理				→	←				
357	16 公園	農村公園	佐々木農村公園	H9			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理				→	←				
358	16 公園	農村公園	名割農村公園	H29			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。（H30～R10）	指定管理									→
359	16 公園	農村公園	大津農村公園	H28			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理								→	←

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	遊 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
360	16 公園	農村公園	大津クロッカス農村公園	R2			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。（R2～R12）	指定管理									
361	16 公園	農村公園	中倉農村公園	H27			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理									
362	16 公園	農村公園	有明郷清水公園	H12					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
363	16 公園	農村公園	牛屋農村公園	S63					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
364	16 公園	農村公園	大塚農村公園	H7					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
365	16 公園	農村公園	潟端農村公園	H9					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
366	16 公園	農村公園	上助刈農村公園	H10					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
367	16 公園	農村公園	川部農村公園	H14					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
368	16 公園	農村公園	小出農村公園	H10					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
369	16 公園	農村公園	小岩内農村公園	H13					③現状維持 ↓ ⑫検討	令和4年8月の大雨災害により被災したことから、移転を検討する。	移転検討									

桃色は令和8年〇月、水色は令和7年7月、
 橙色は令和6年7月、緑色は令和5年6月、
 茶色は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	遊 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
370	16 公園	農村公園	小口川農村公園	H14					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
371	16 公園	農村公園	九日市農村公園	H10					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
372	16 公園	農村公園	塩谷農村公園	H6					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
373	16 公園	農村公園	志田平農村公園	H8					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
374	16 公園	農村公園	下助洲農村公園	H5					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
375	16 公園	農村公園	高御堂農村公園	H7					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
376	16 公園	農村公園	葛籠山農村公園	H11					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
377	16 公園	農村公園	七湊農村公園	S61					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
378	16 公園	農村公園	平林農村公園	H10					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建設年	避難所	耐震不適	指定管理	大規模改修予定	施設の方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
379	16 公園	農村公園	牧目農村公園	H5					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
380	16 公園	農村公園	松喜和農村公園	H13					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
381	16 公園	農村公園	松沢農村公園	S59					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
382	16 公園	農村公園	桃川農村公園	H11					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
383	16 公園	農村公園	宿田農村公園	S55					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
384	16 公園	農村公園	山屋農村公園	S54					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
385	16 公園	農村公園	大須戸ため池農村公園	H6			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理	→	←							
386	16 公園	農村公園	旧中浜農村公園	S55					⑧廃止 ↓ ⑨用途廃止済 ↓ ⑥用途変更・転用	令和8年3月31日をもって廃止した。令和9年度には下水道施設として用途変更する。	地元住民との意見調整		●→				●→			
										下水道施設へ用途変更								●		

桃色は令和8年〇月、水色は令和7年7月、
 橙色は令和6年7月、緑色は令和5年6月、
 茶色は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
		農村公園の数	40																	

桃色は令和8年〇月、水色は令和7年7月、
 橙色は令和6年7月、緑色は令和5年6月、
 茶色は令和4年6月改訂で修正したもの。